

## 金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部改正（案）の概要

### 1 趣旨

本市において一定の要件に該当する軽自動車等のうち必要と認めるものについて、軽自動車税（種別割）の減免を行っています。

軽自動車税の減免の詳細については、金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）及び金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）で定めています。

このたび、災害の被災者等に対する税負担の軽減を図るため、軽自動車税（種別割）の新たな減免の対象に天災その他特別の事由により損害を生じた軽自動車等を追加することについて、金沢市税賦課徴収条例施行規則の改正を予定しています。

### 2 改正内容

金沢市税賦課徴収条例施行規則第8条の2

減免の対象となる軽自動車等及び金額

|    |  |
|----|--|
| 追加 | <b>震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により滅失し、又は損壊したため使用することができない軽自動車等 全額の免除</b> |
|----|--|